



# 静岡県立袋井高等学校 いじめ防止基本方針

平成 26 年 3 月  
(改定 平成 31 年 4 月)

## 目 次

第1章 「学校いじめ防止基本方針」とは	- 2 -
第1節 「いじめ防止対策推進法」の成立	- 2 -
第2節 「学校いじめ防止基本方針」の策定	- 3 -
第2章 いじめ防止等の基本的な考え方	- 4 -
第1節 いじめの定義	- 4 -
第2節 いじめの理解	- 5 -
第3節 いじめ防止等に関する基本的な考え方	- 6 -
第3章 いじめ防止のための組織の設置	- 8 -
第1節 組織設置の目的	- 8 -
第2節 組織の構成員	- 8 -
第3節 組織の役割	- 8 -
第4章 いじめの防止の対策	- 9 -
第1節 未然防止のための対策	- 9 -
第2節 年間計画	- 9 -
第5章 いじめの早期発見の対策	- 11 -
第1節 早期発見のための対策	- 11 -
第2節 年間計画（いじめの未然防止・早期発見の対策）	- 14 -
第6章 いじめに対する措置	- 15 -
第7章 重大事態への対処	- 18 -
第1節 重大事態とは	- 18 -
第2節 重大事態への対応	- 18 -
【参考資料等】	- 21 -

## 第1章 「学校いじめ防止基本方針」とは

### 第1節 「いじめ防止対策推進法」の成立

平成25年6月28日、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下「法」という。）が公布されました。この法は、平成23年10月に滋賀県大津市で中学2年生の男子生徒がいじめを苦に自殺するなど、全国でいじめをめぐる問題が深刻化したことを受け、「社会総がかりでいじめに対峙していくための基本的な理念や体制を整備する法律の制定が必要」（平成25年2月「教育再生実行会議一時提言」）との認識から、与野党6党が法律案を共同提出をしたものです。

法は、いじめの基本理念を定め、国・地方公共団体等の責務を明らかにし、いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針及び基本となる事項を定めることにより、「いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する」ことを目的としたものです。

#### いじめ防止対策推進法

第1条 この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

## 第2節 「学校いじめ防止基本方針」の策定

法には、いじめ防止のために国・地方公共団体・学校が実施する施策が定められています。

すなわち、国は、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための「いじめ防止基本方針」を策定することとし、地方公共団体は、この「基本方針」を参酌し、地域の実情に応じた「地方いじめ防止基本方針」を定めるよう努めることが明記されました。これを受け、文部科学大臣は、平成25年10月11日に「いじめの防止等のための基本的な方針」を決定しました。

また、法は、学校が「いじめ防止基本方針」または「地方いじめ防止基本方針」を参酌し、学校の実情に応じて、学校におけるいじめの防止のための対策に関する基本的な方針を「学校いじめ防止基本方針」として策定することを義務付けています。

これを受け、本校におけるいじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処など、いじめの防止等全体に係る内容を、教職員・保護者、地域の方々の意見も聞きながらこの「学校いじめ防止基本方針」を平成26年3月に策定しました。

なお、この基本方針は、本校のホームページで公開するとともに、学校の実情に即してきちんと機能しているかどうかを、PDCAサイクル（Plan＝計画、Do＝実行、Check＝確認、Action＝行動）により点検・見直しを行っていきます。

### いじめ防止対策推進法

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

## 第2章 いじめ防止等の基本的な考え方

### 第1節 いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」は、第2条で、「いじめ」を以下のように定義しています。

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがあります（文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」）。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶたれたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

からかいや悪口、無視など、個々の行為だけをみれば、仲の良い生徒同士の「悪ふざけ」に見えることもあります。しかし、こうした「ささいなこと」の繰り返しや、複数の生徒からの集中的な悪ふざけが、深刻ないじめに発展することも少なくありません。

そのため、一つ一つの行為が「いじめ」にあたるかどうかの判断は、いじめを受けた生徒の立場に立つ、すなわち、いじめを受けた生徒の気持ちを大切にすることが必要であることは言うまでもありません。

また、いじめにはさまざまな態様があり、いじめを受けた生徒が苦痛を表現できなかったり、本人がいじめを認識していない場合も考えられることから、表面的・形式的に「心身の苦痛を感じているもの」に限定することなく、本人や周囲の状況をしっかりと確認することも重要です。

## 第2節 いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どこでも起こりうるものです。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの子どもが入れ替わりながら、いじめられる側やいじめる側の立場を経験します。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は心身に重大な危険を生じさせます。

国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査の結果によれば、暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、いじめを受けた経験をだけでなく、学級や部活動等の所属する集団において、規律が守られなかったり問題を隠したりするような雰囲気があることや、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする子ども、「傍観者」として周りで見ても見ぬ振りをして関わらない子どもがいることに気をつけ、集団全体がいじめを許容しない雰囲気となるように日頃から指導及び支援をしていく必要があります。

また、いじめの事実を正しく認識しないと、いじめられている生徒の小さなサインを見逃すだけでなく、学校がいじめを容認したと生徒に受け止められ、加害行為を増長することにもつながりかねません。

学校は、「みずからの学校にもいじめがあるのではないか」との問題意識を持って生徒へのアンケートや生徒との面談等実施し、積極的な実態把握を行うことが何よりも重要と考えます。

(参考) 「いじめ」対応の5つの基本認識 (静岡県・市町教育委員会代表者会『静岡県いじめ対応マニュアル』 平成25年1月)

- 「いじめはどの子どもにも、どこでも起こりうる問題である」という認識を持つ
- 「いじめは人として絶対に許されない行為である」という毅然とした態度で臨む
- 小さなサインを見逃さず、子供や保護者の訴えを真剣に受け止める姿勢を持つ
- いじめられている子どもの立場に立って考え、初期段階から組織的に取り組む
- 日頃から子どもや保護者、地域との信頼関係の構築に努める

## 第3節 いじめ防止等に関する基本的な考え方

### (1) いじめの未然防止

いじめは、どのような理由があろうとも決して許されない行為です。しかし、いじめはどの生徒にも、どこでも起こりうることをふまえて、被害者や加害者となりそうな生徒のみを予見して対応するのではなく、すべての生徒を対象とした対応が求められます。

「暴力」や「暴力をとともなういじめ」は目に見えやすく、周囲も認知しやすいですが、「仲間はずれ、無視、陰口」は目に見えにくいものです。ささいないじめも見逃さず、重大ないじめへの発展を阻止する早期発見・早期対応も重要ですが、ささいないじめは認知しにくく、また加害者・被害者が入れ替わることを考えると、「いじめを生まない」という未然防止の考え方がまず必要ですとなります。

### (2) いじめの早期発見・早期対応

いじめはできるだけ早期に発見し、重大な事態にならないように早期に適切な対応をとることが重要であることは言うまでもありません。いじめは、どの学校でも、どの子どもにも起こりうることを十分認識し、生徒のわずかな変化を手掛かりに、早期発見を心掛ける必要があります。いじめのサインは、いじめを受けている生徒だけではなく、いじめている生徒からも出ています。いじめの早期発見には、学校・家庭・地域が連携・協力して生徒を守り育てることが大切です。

いじめの早期発見のための視点には次のようなものがあります。

- ・ 日常の学校生活と比べて、表情や言動に変化がないかを注目する。
- ・ 学級の雰囲気注目する。
- ・ 他の子どもと比べて違った言動や表情に注目する。
- ・ 特定の子どもの対応の違いに注目する。

また、早期発見のための手段としては、以下の方法が考えられます。

#### ①観察

授業中はもとより、休み時間、掃除時、委員会活動時、放課後・部活動時の子どもの様子に注目する。

#### ②情報収集

子どもや保護者、他の教職員、地域から情報を収集します。複数の目で子どもの様子に注目することが大切です。いじめられている子ども本人だけでなく、その友人関係等からの情報収集も有効です。

### ③調査

定期的なアンケートにより子どもの状況の変化を把握します。

いじめが発見された場合には、特定の教職員で抱え込まず、学校・家庭・地域が連携・協力して、速やかに対応することが求められます。いじめを受けた生徒の立場に立って、いじめを受けた子どもへの支援、いじめた子どもへの指導及び周囲の子ども指導を行います。

### (3) 関係機関との連携

いじめの問題に対して、学校・家庭・地域で十分に対応できない場合には、より専門性の高い県警機関と連携して問題に対応することが必要です。本校の連携機関としては下記の機関との連携を想定します。

- ・ 静岡県教育委員会
- ・ 袋井警察署管内学校警察連絡協議会
- ・ 磐田地区少年サポートセンター
- ・ 静岡県西部児童相談所
- ・ 静岡地方法務局袋井支局
- ・ 静岡県人権啓発センター
- ・ 学校医・スクールカウンセラー
- ・ 袋井警察署

## 第3章 いじめ防止のための組織の設置

### 第1節 組織設置の目的

いじめに対して学校が組織的に対応するため、「いじめ防止対策推進法」第22条の規定に基づき、本校に「袋井高校いじめ防止対策推進委員会」を設置します。

本委員会では、いじめの防止及び早期発見、いじめを認知した際の早期対応を図ることとします。

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

### 第2節 組織の構成員

「袋井高校いじめ防止対策推進委員会」は、校長を委員長、副校長を副委員長とし、教頭、生徒課長、各学年主任、養護教諭、教育相談担当教職員を委員とし、必要に応じて当該学級担任、部活動顧問を構成員に加えることとします。さらに、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー、弁護士、医師、警察官経験者など外部専門家に協力を求めます。

### 第3節 組織の役割

「袋井高校いじめ防止対策推進委員会」は、組織的にいじめの問題に取り組むため、以下の役割を担います。

- ・本基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核機関としての役割
- ・いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ・いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動に係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ・いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

## 第4章 いじめの防止の対策

### 第1節 未然防止のための対策

いじめはどの学校でも、どの子どもにも起こりうることから、学校の教育活動全般を通じていじめを起こさない雰囲気作りが重要です。言い換えれば、すべての生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や学校行事に主体的に参加できる学校作りを行います。

#### (1) 人間関係づくり

いじめが発生しないような生徒間の人的関係をつくるため、静岡県教育委員会『人間関係づくりプログラム《高校生版》』（平成25年）を活用するとともに、総合の時間やHR活動、文化祭や体育祭等の学校行事を通じて生徒間のよりよい人間関係の構築をめざします。

#### (2) 生徒会による自主的な活動

生徒会が各クラスの代表、各専門委員会の委員長、各部活動の部長を集めて実施するリーダー研修会において、いじめの問題を自分たちの問題として議論を行い、みずからがリーダーを務める集団内の人間関係を振り返る機会とします。

#### (3) 保護者等との連携

P T A総会や学年会等を活用して、本校のいじめ防止対策についての情報を提供するとともに、家庭における「いじめのサイン 発見シート」の活用を呼び掛けます。また、保護者面談を実施し学校と家庭の様子を相互に理解することで、未然防止につなげていきます。

また、保護者や校医・学校薬剤師が参加する学校保健委員会において、いじめのサインや心の問題について、校医等から話を聞く機会を設けます。

#### (4) 教職員研修

管理職・各分掌課長による運営委員会及び職員会議で、生徒の指導上の課題、担任が気になる点などについて、全職員による情報の共有化をはかります。

また、状況に応じて、スクールカウンセラーや医師などを招いての研修会の開催も検討します。

### 第2節 年間計画

いじめの未然防止のための本校の取組については、いじめの早期発見のための取組と密接に関連するため、第5章第2節にまとめて示すこととします。

保存版

# いじめのサイン

## 発見シート

監修 森田洋司氏 大阪市立大学名誉教授 / いじめ防止基本方針策定協議会座長

多くの子どもたちが、だれにも相談できずにいる「いじめのこと」。言葉では伝えられなくても、「いじめ」があれば毎日の生活の中に、これまでとちがった行動や態度などが現れます。「いじめのサイン発見シート」を使ってふだんの生活とのちがいを確認してください。

### 朝 (登校前)

※チェック欄は2回、もしくは2人で出来るように2つあります。

- 朝起きてこない。布団がなかなか出てこない。
- 朝になると体の具合が悪いと言い、学校を休みたがる。
- 遅刻や早退がふえた。
- 食欲がなくなったり、だまって食べるようになる。

### 夕 (下校後)

- ケータイ電話やメールの着信音におびえる。
- 勉強しなくなる。集中力がなくなる。
- 家からお金を持ち出したり、必要以上のお金をほしがる。
- 遊びのなかで、笑われたり、からかわれたり、命令されている。
- 親しい友達が遊びに来ない、遊びに行かない。

### 夜間 (就寝後)

- 寝つきが悪かったり、夜眠れなかったりする日が続く。
- 学校で使う物や持ち物がなくなったり、こわれている。
- 教科書やノートにいやがらせのラクガキをされたり、やぶられたりしている。
- 服がよごれていたたり、やぶれていたりする。

### 夜 (就寝前)

- 表情が暗く、家族との会話も少なくなった。
- ささいなことでイライラしたり、物にあたったりする。
- 学校や友達の話題がへった。
- 自分の部屋に閉じこもる時間がふえた。
- パソコンやスマホをいつも気にしている。
- 理由をはっきり言わないアザやキズアトがある。

お子さまのようすはいかがですか？

### 「いじめ」をしていませんか？

いじめられる側になっていると、次のようなサインが出ることがあります。

- 言葉づかいが荒くなる。言うことをきかない。人のことをばかにする。
- 買ったおぼえない物を持っている。
- 与えたお金以上のものを持っている。おこづかいでは買えないものを持っている。

### クラス替えなど環境の変化には特に注意が必要です。

4月はクラス替えで新しい友達ができるなど、子どもにとって環境の大きく変わる月です。学校生活を楽しく過ごせる友達ができるかどうか、注意して見守る必要があります。また、転校などのタイミングにも注意してください。

### 休み明けの変化を見逃さないようにしましょう。

夏・冬休みの終わりごろから新学期が始まる時期に、登校をいやがったり、元気がなくなったりしていないか、子どものようすの変化に注意する必要があります。日曜日から月曜日にかけても同じです。

※チェック項目は参考例です。お子さまやご家族の実態に合わせて、ご活用下さい。

## 「あれ？」もしかしてと思ったら・・・

- 子どもにとって良き相談相手になってあげましょう。気持ちを受け入れてあげることが大切です。
- ようすがおかしくても、問いつめたり、結論を急いだりしないようにしましょう。
- 何があっても「守り抜く」「必ず助ける」ことを真剣に伝えましょう。
- いじめている人が悪く、いじめられている人は悪くないと伝えましょう。
- 子どもに次のようなことは言わないようにしましょう。  
「無視しなさい」「大したことはない」「あなたにも悪いところがある」「いじめられるほうが悪い」「弱いからいじめられる」

悩んでいる  
子どもの気持ちに  
手をさしのべて  
あげてください。



ご家族だけで悩まずに、心配なことは学校へ相談しましょう。

相談窓口 24時間いじめ相談ダイヤル **0570-0-78310** (なやみ言おう)  
24時間全国どこからでも悩みを相談することができます。

政府広報 | 文部科学省

政府広報オンライン特集ページ <http://www.gov-online.go.jp/tokusyu/ijime/>

## 第5章 いじめの早期発見の対策

### 第1節 早期発見のための対策

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対応の前提であり、学校の教職員だけでなく、保護者等を含めた周囲の大人全体が連携し、生徒のささいな変化にも気づくことが必要です。いじめは目につきにくい場所・時間で行われたり、遊びや悪ふざけを装って行われたりすることもあるため、いじめられている生徒のささいな変化、クラスや部活動の雰囲気、他の生徒からの情報等にも十分注意をはらい、積極的にいじめを認知する姿勢が重要です。

SHRで行う健康観察とあわせて生徒の変化を確認するとともに、学期に1回を目途とするアンケート調査、ホームルーム担任による個人面談、教育相談を通じていじめに関する情報収集を行います。また、その他の機関が実施する電話相談窓口等を周知することにより生徒がいじめを相談しやすい体制を整えます。

#### (1) アンケート調査の実施

高等学校におけるいじめ発見のきっかけをみると、「アンケート調査など学校の取組により発見」が56.6%で、「本人からの訴え」の17.7%を大きく上回っています（文部科学省「平成24年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」）。

いじめに関するアンケートは、いじめの早期発見の手段としては有効と考えられることから、生徒及び保護者に対して定期的なアンケートを実施します。アンケートでは、加害・被害の事実の有無やその状況、いじめを見聞きした情報等を調査します。

#### (2) 個人面談、教育相談

個人面談を活用して、いじめの兆候などについて観察するとともに、アンケート調査によりいじめの疑いが確認できた場合には、教育相談室での面談を実施し、事実の早期確認を行います。

#### (3) いじめ相談窓口等の周知

いじめに関する相談を行いやすいように、生徒及び保護者に対して他の機関が実施する相談窓口などを周知します。

- ・静岡県教育委員会「緊急支援体制「いじめ・暴力対策」メールコーナー
- ・静岡県総合教育センター「ハロー電話「ともしび」」、面接相談
- ・静岡県警察「少年相談受付」
- ・静岡県精神保健福祉センター「こころの電話」
- ・静岡県西部児童相談所「子ども・家庭110番」

(参考) 高等学校におけるいじめ発見のきっかけ (文部科学省「平成 24 年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」について」平成 25 年 11 月)

区 分		構成比 (%)	
学校の教職員等が発見	学級担任が発見	8.5	70.2
	学級担任以外の教職員が発見 (養護教諭、スクールカウンセラー等の相談員を除く)	4.0	
	養護教諭が発見	0.8	
	スクールカウンセラー等の外部の相談員が発見	0.2	
	アンケート調査など学校の取組により発見	56.6	
学校の教職員以外からの情報により発見	本人からの訴え	17.7	29.8
	当該児童生徒 (本人) の保護者からの訴え	6.0	
	児童生徒 (本人を除く) からの情報	4.2	
	保護者 (本人の保護者を除く) からの情報	1.1	
	地域の住民からの情報	0.1	
	学校以外の関係機関 (相談機関等含む) からの情報	0.3	
	その他 (匿名による情報など)	0.3	

いじめで困ったら・・・

# いじめの相談窓口



あなたがいじめにあたり、友だちのいじめを見たり、聞いたりした時は、一人で悩まずに担任の先生や部活の顧問の先生、保護者に相談しましょう。学校は、相談した皆さんを絶対に守ります。

学校の先生や保護者に相談しにくい時は、電話やメールで相談できる窓口がありますから、相談してみましょう。

- 文部科学省 「24時間いじめ相談ダイヤル」

なやみ言おう

0570-0-78310



- 静岡県総合教育センター 「ハロー電話 ともしび」

ハローハロー

0537-24-8686

- 静岡県精神保健福祉センター 「こころの電話」

0538-37-5560

- 静岡県警察 少年相談受付

0120-783-410

- 静岡県教育委員会

緊急支援体制「いじめ・暴力対策」メールコーナー

- 法務省

インターネット人権相談窓口



## 第2節 年間計画（いじめの未然防止・早期発見の対策）

月	対 策
4月	入学式・始業式での人権講話(1) 『人間関係づくりプログラム《高校生版》』の実施 個人面接 遠足
5月	総合学習「ネット安全学習（情報端末の適正な利用）」 PTA総会でのいじめ防止の学校の取組説明
6月	文化祭 保護者地区会、部活動保護者会での意見交換 HR活動「心の健康チェック」
7月	球技大会、野球応援学習 いじめアンケート（1） 終業式での講話「長期休業中の生活の注意」 三者面談
8月	始業式での人権講話（2）
9月	学年PTAでの意見交換 体育大会
10月	個人面談（1、2年） ロゴスの集い 総合学習「保健健康講座」 社会人講話
11月	学校保健委員会 修学旅行（2年）
12月	いじめアンケート（2） 終業式での講話「長期休業中の生活の注意」 個人面談
1月	始業式での人権講話（3） リーダー研修会
2月	いじめアンケート3年（3） 保育実習（1年） 総合学習「福祉学習」
3月	いじめアンケート1・2年（3） 球技大会

## 第6章 いじめに対する措置

いじめやいじめが疑われる行為が確認された場合の手順や対処について、以下に示します。

### (1) 早期の事実確認と組織的な対応

いじめやいじめが疑われる行為が確認された場合には、特定の教職員が一人で対応することなく、「袋井高校いじめ防止対策推進委員会」が速やかに事実確認を行い、いじめとして対応すべき事案か否かを判断します。

事実確認は、いじめを受けた生徒の話をもとに、いじめた生徒、周囲の生徒、関係教職員、保護者から質問紙調査や聞き取り調査を行うなど、委員会が情報収集・調査・記録を一元化して行います。

事実確認の結果、いじめと判断された場合には、被害生徒の支援、加害生徒への指導など、委員会が組織として問題に最後まで対応します。なお、いじめの内容や範囲等によっては、心理や福祉の専門家等の協力を積極的に得ることとします。

### (2) 被害生徒等への支援

いじめを受けた生徒の立場に立った組織的・継続的な支援が必要です。いじめを受けた生徒及びいじめを伝えた生徒を絶対に守るという姿勢を生徒に示すとともに、生徒が学校生活を安心して送ることができる具体的な計画を立て、すべての教職員が協力して生徒を保護します。

### (3) 加害生徒のへの指導

事態の深刻さを認識させ、どのような理由があってもいじめは許されない、いじめる側が悪いということを理解させます。

いじめに至った原因や背景を踏まえ、安易な謝罪で問題の解決を図ることなく、継続的な指導や支援を行います。

なお、委員会が、いじめを受けた生徒との学校生活が困難と判断した場合には、いじめた生徒を別の教室で授業を受けさせるなどの措置も検討します。

また、校長及び教員は、いじめを行った生徒に対して、教育上必要があると認めるときは、人格の成長を促すため、必要に応じて懲戒を加えます。

### (4) 関係する学級（学年・部活動）への指導・支援

いじめをはやしたてたり、傍観する行為もいじめる行為と同様に許されない行為であることを理解させます。その上で、勇気ある行動ができなか

った自分を見つめ直し、個人や集団でいじめの再発を防ぐ手立てを指導します。

**(5) 保護者対応**

いじめを受けた生徒、いじめた生徒を含め、保護者に対しては事実を正確に伝え、学校の指導方針や具体的な計画を示した上で、家庭も含めた再発防止に取り組めます。

**(6) 関係機関等との連携**

いじめが犯罪行為（暴行・傷害・強要・恐喝・窃盗・強制わいせつ・器物損壊等）として取り扱われるべきと判断された場合には、警察に相談し、連携して対応します。

特にいじめを受けている生徒の生命または身体の安全が脅かされているような場合には、直ちに警察に通報するなど、適切な援助を求めます。

(参考) 学校において生じる可能性のある犯罪行為等 (平成 25 年 5 月 16 日付け文部科学  
省初等中等局長通知「早期に警察へ相談・通報すべき事案について」)

いじめの態様	刑罰法規	事 例
ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。	暴行 (刑法第 208 条)	同級生の腹を繰り返し殴ったり蹴ったりする。
	傷害 (刑法第 204 条)	顔面を殴打しあごの骨を折るケガを負わせる。
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	暴行 (刑法第 208 条)	プロレスと称して同級生を押さえつけたり投げたりする。
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	強要 (刑法第 223 条)	断れば危害を加えると脅し、汚物を口にいれさせる。
	強制わいせつ (刑法第 176 条)	断れば危害を加えると脅し、性器を触る。
金品をたかられる。	恐喝 (刑法第 249 条)	断れば危害を加えると脅し、現金等を巻き上げる。
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	窃盗 (刑法第 235 条)	教科書等の所持品を盗む。
	器物損壊等 (刑法第 261 条)	自転車を故意に破損させる。
冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	脅迫 (刑法第 222 条)	学校に来たら危害を加えると脅す。
	名誉棄損・侮辱 (刑法第 230・231 条)	校内や地域の壁や掲示板に実名を挙げて、「万引きをしていた」、気持ち悪い、うざい、などと悪口を書く。
パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。	脅迫 (刑法第 222 条)	学校に来たら危害を加えると脅すメールを送る。
	名誉棄損・侮辱 (刑法第 230・231 条)	特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上のサイトに実名を挙げて「万引きをしていた」、気持ち悪い、うざい、などと悪口を書く。
パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。	児童ポルノ提供等 (児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律第 7 条)	携帯電話で児童生徒の性器の写真を撮り、インターネット上のサイトに掲載する。

## 第7章 重大事態への対処

### 第1節 重大事態とは

「重大事態」とは、次のような場合を言います。

- (1) いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
  - ・生徒が自殺を企図した場合
  - ・精神性の疾患を発症した場合
  - ・身体に重大な傷害を負った場合
  - ・金銭を奪い取られた場合 等
- (2) 欠席の原因がいじめと疑われ、生徒が相当の期間、学校を欠席しているとき。あるいは、いじめが原因で生徒が一定期間連続して欠席しているとき。

なお、「相当の期間」とは、年間30日間を目安とする（文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」用語の解説）。
- (3) 生徒又は保護者から、いじめを受けて重大事態に至ったという申し立てがあったとき。

### 第2節 重大事態への対応

重大事態が発生した場合、本校では以下のとおり対応します。

#### (1) 県教育委員会への報告等

重大事態が発生した場合、学校は、設置者である県教育委員会へ速やかに報告します。なお、県教育委員会は、県知事に報告します。

また、重大事態の発生により生徒はもとより、教職員、保護者への心のケアが必要と学校長が判断した場合には、静岡県精神保健福祉センターに対して「静岡県こころの緊急支援チーム（CRT=Crisis Response Team）」の派遣を要請します。

#### CRTのおもな支援内容

- ・ケアプランの作成への支援
- ・学校等職員への助言、心理的サポート
- ・保護者への説明
- ・生徒と保護者への応急対応
- ・メディア対応への支援

## (2) 調査組織による調査

学校は、県教育委員会の指導・助言を受け、調査組織を設置し、客観的な事実の調査を行います。調査組織は、第2章で設置した「袋井高校いじめ防止対策推進委員会」を母体とし、重大事態の性質に応じて専門的知識や経験を有した外部の専門家を加えた組織とします。

調査組織は、因果関係の特定に傾注することなく、いじめ行為の客観的な事実関係を、可能な限り速やかにかつ網羅的に明らかにすることを優先します。具体的には、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃)から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、教職員や生徒がどのように対応したかなどの事実関係を、いじめを受けた生徒からの聞き取り、生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査を通じて明らかにします。いじめを受けた生徒の死亡や入院など、いじめを受けた生徒からの聞き取りが不可能な場合には、生徒の尊厳を保持しつつ、保護者の気持ちや要望、意見に十分配慮しながら、速やかに調査に着手します。

また、生徒の自殺については、その後の自殺予防の観点からも早期に調査に取り組む必要があることから、「子どもの自殺が起きたときの調査の指針」を参考に調査を行います。

なお、県教育委員会が学校主体の調査では重大事態への対処及び同種の実態の発生の防止に十分な結果を得られないと判断する場合、あるいは学校の教育活動に支障が生じる恐れがあると判断する場合には、県教育委員会が自ら調査主体となります。この場合、学校は、県教育委員会の指導に基づき、関係資料の提出等、調査に誠実に協力します。

## (3) 情報の提供

学校は、いじめを受けた生徒及び保護者に対して、調査結果をもとに、重大事態の事実関係などの情報を、適当な時期に適当な方法で提供します。

この場合、個人情報には十分配慮する必要がありますが、個人情報保護を楯にした不誠実な情報提供となることは厳に戒めなくてはなりません。

## (4) 調査結果の報告

調査結果については、県教育委員会を通じて県知事に報告します。

## (5) 報道への対応

報道等への対応については、個人情報の保護への配慮を行いつつ、正確で一貫した情報提供を行う必要があります。とくに初期段階での不誠実な

対応あるいは不正確な情報提供とならないよう、報道等への対応は管理職に一元化します。

なお、自殺については、連鎖(後追い)の可能性などを踏まえ、報道等への対応については特別な注意が必要となります。世界保健機構(WHO)による自殺報道への提言を参考にする必要があります。

(参考) 世界保健機構(WHO)「自殺予防 メディア関係者のための手引き」(2008年改訂版日本語版、河西千秋訳)

### メディア関係者のためのクイック・リファレンス

努めて、社会に向けて自殺に関する啓発・教育を行う  
自殺を、センセーショナルに扱わない。当然の行為のように扱わない。あるいは問題解決法の一つであるかのように扱わない  
自殺の報道を目立つところに掲載したり、過剰に、そして繰り返し報道しない  
自殺既遂や未遂に用いられた手段を詳しく伝えない  
自殺既遂や未遂の生じた場所について、詳しい情報を伝えない  
見出しのつけかたには慎重を期する  
写真や映像を用いることにはかなりの慎重を期する  
著名な人の自殺を伝えるときには特に注意をする  
自殺で遺された人に対して、十分な配慮をする  
どこに支援を求めることができるのかということについて、情報を提供する  
メディア関係者自身も、自殺に関する話題から影響を受けることを知る

## 【参考資料等】

- ・「いじめ防止等のための基本的な方針」（平成 25 年 10 月 11 日 文部科学大臣決定）
- ・「静岡県いじめの防止等のための基本的な方針」（平成 30 年 3 月改定）
- ・静岡県・市町教育委員会代表者会「静岡県いじめ対応マニュアル」（平成 25 年 1 月）
- ・「いじめの問題等への対応について(第一次提言)」（平成 25 年 2 月 26 日 教育再生実行会議）
- ・国立教育政策研究所生徒指導研究センター 生徒指導リーフ  
Leaf. 2 「絆づくり」と「居場所づくり」（平成 24 年 12 月）
- ・国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター 生徒指導リーフ  
Leaf. 7 いじめの理解（平成 24 年 9 月）  
Leaf. 8 いじめの未然防止Ⅰ（平成 24 年 9 月）  
Leaf. 9 いじめの未然防止Ⅱ（平成 24 年 9 月）  
Leaf. 10 いじめと暴力（平成 25 年 1 月）  
Leaf. 11 いじめの「認知件数」（平成 25 年 1 月）  
Leaf. 12 学校と警察等との連携（平成 25 年 1 月）
- ・国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター 生徒指導リーフ増刊号  
Leaves. 1 いじめのない学校づくり 「学校いじめ防止基本方針」策定 Q & A（平成 25 年 11 月）
- ・国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター「いじめ追跡調査 2010－2012 いじめ Q & A」（平成 25 年 7 月）
- ・WHO「自殺予防メディア関係者のための手引き 2008 年改訂版日本語版」（横浜市立大学医学部精神医学教室 河西千秋訳）
- ・平成 22 年度児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議「子どもの自殺が起きたときの調査の指針」（平成 23 年 3 月）